

第 1 5 編 公園緑地編

第15編 公園緑地編	15-1
第1章 公園緑地	15-1
第1節 通則	15-1
第2章 植栽工	15-2
第1節 通則	15-2
15-2-1-1 適用範囲	15-2
15-2-1-2 枯補償	15-2
15-2-1-3 用語の定義	15-2
第2節 植栽材料	15-4
15-2-2-1 植栽種	15-4
15-2-2-2 樹木	15-4
15-2-2-3 地被類、つる性植物、竹ささ類	15-4
15-2-2-4 特殊樹木及び草本類	15-5
15-2-2-5 支柱等	15-6
15-2-2-6 土壌、農薬、肥料及び土壌改良剤	15-6
第2節 植栽	15-6
15-2-3-1 造園技能士	15-6
15-2-3-2 保護、養生	15-7
15-2-3-3 植栽	15-7
15-2-3-4 支柱	15-8
第4節 移植	15-8
15-2-4-1 根回し	15-8
15-2-4-2 掘取り	15-8
15-2-4-3 運搬	15-9
15-2-4-4 根付け	15-9

第15編 公園緑地編

第1章 公園緑地

第1節 通則

- 1 県で施工する公園緑地工事については、国土交通省都市局公園緑地・景観課制定の「公園緑地工事共通仕様書」に準拠するものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、本仕様書を使用するものとする。
- 2 植栽工については、第15編第2章植栽工を使用するものとするが、定めのないものについては、国土交通省都市局公園緑地・景観課制定の「公園緑地工事共通仕様書」を使用するものとする。

第2章 植栽工

第1節 通則

15-2-1-1 適用範囲

公園緑地工事における植栽工に適用する。

15-2-1-2 枯補償

- 1 植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形態不良（枯れ枝が樹冠部の2/3以上になった場合及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の1/3以上の主幹が枯れた状態）となった場合には、受注者は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により、流失、折損、倒木した場合は、この限りでない。
- 2 植替え時期については、監督員と協議するものとする。
- 3 本工事における「樹木等」とは、樹木、株物及び地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、ささ類、りゅうのひげ等の永年性植物）とする。

15-2-1-3 用語の定義

- 1 「樹高」とは、樹木の樹冠の頂端から地際までの垂直高をいい、一部の突出した枝（徒長枝）及び先端は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつては「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。
- 2 「幹周（目通り）」とは、樹木の幹の周長をいい、地際より1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの幹周の総和70%をもって幹周とする。
- 3 「枝張」とは、樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。
なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは、低木の場合についていう。
- 4 「株立（物）」とは、樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。
なお、株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
- 5 「株立数」とは、株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。
 - (1) 2本立
少なくとも1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
 - (2) 3本立以上
少なくとも過半数が所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
- 6 「樹形」とは、樹木の特性、年数、手入れの状態によって生じる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、自然に生育した場合の形を基本とするものを「自然樹形」という。
- 7 「徒長」とは、枝葉の伸長だけが盛んで、組織の充実が伴わない状態をいう。

- 8 「根鉢」とは、樹木の移植に際し掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
- 9 その他
- (1) 落葉樹
春季発芽した葉が、その年の秋にすべて落葉する樹木をいう。
 - (2) 常緑樹
春季発芽した葉が、その年の冬を越す樹木をいう。
 - (3) 地被類
地表面を覆う目的をもって植栽される芝、リュウノヒゲ等の主として草本の植物をいう。
 - (4) 高木
植栽時の樹高が3m以上の樹木をいう。
 - (5) 中木
植栽時の樹高が1m以上3m未満の樹木をいう。
 - (6) 低木
植栽時の樹高が1m未満の樹木をいう。
 - (7) つる物
他物につるによって巻き付いたり、付着したり、又は地上をはって伸びる性質の植物をいう。
 - (8) 根元周
樹木の幹と根張りとの接合点における幹の周長をいう。(地際から上方5cmの高さの周長)
 - (9) 樹冠
樹木の枝葉によって形づくられたまとまりをいう。
 - (10) 整枝
主として樹木の枝の配置を整える作業をいう。
 - (11) 剪定
樹形を整え、あるいは徒長を抑制して、樹勢の均正な発育を促した、病虫害の防除、風害の予防等を目的として幹枝の一部を切り取る作業をいう。
 - (12)刈込
樹木の枝葉を刈り揃える作業をいう。
 - (13) 根回し
樹木が移植に耐えるようあらかじめ根の一部を切って細根の発生を促す作業をいう。
 - (14) 植穴
樹木を植付けるために掘った穴をいう。
 - (15) 根巻
土をつけたままで、鉢状に掘り取るもので、鉢土は表面に縄、その他の材料で十分に締付けて掘り上げる。
 - (16) 水極め

樹木の植付けに際し、根の周囲に土がいきわたるように、埋戻しの際、水を注いで締める植栽方法をいう。

(17) 土極め

樹木の植付けに際し、水湿を嫌う樹種あるいは凍結のおそれがある場合に小棒について、土を根の周囲につき入れる植栽方法をいう。

(18) 水鉢

植付け後、樹木の根元を中心に灌水あるいは雨水の貯留のため円形に作る小さいあぜ、又は溝をいう。

(19) 支柱

植付け後、風等によるゆれを防いで、活着を促し、又は風による倒れを防ぐため設けられる丸太、唐竹、金属の支えをいう。

(20) 樹木の品質

樹木の規格、寸法を構成する一要素をいい、樹姿と樹勢から格付けされる。

第2節 植栽材料

15-2-2-1 植栽種

植栽材料は、原則として地域の自然条件にあった在来種とする。

15-2-2-2 樹木

- 1 樹木は、根回しをした栽培品で、樹形の整った生育良好なものとし、傷、枝折れ及び病虫害のないものとする。
- 2 株物は、根拵えした栽培品で、生育良好なものとし、病虫害のないものとする。
なお、玉物は刈り込み育成されたもので、病虫害のないものとする。
- 3 特殊な場合に限り栽培品でない場合でも、これと同等の品質であれば監督員の承諾を得て使用することができる。
- 4 根鉢は根の発育状態に応じて、所定の大きさに根株を掘り上げ、鉢土をつけ、縄、わら等で、堅固に根巻きをしたものとする。
- 5 落葉樹等で、根鉢つきを要しないものについては、所定の大きさに根株を掘り上げ、根部はぬれこも等で、乾燥しないように被覆するものとする。
- 6 樹高、幹周、枝張において、特に示す場合の他、寸法は最低限度を示すものとする。
- 7 必要に応じ現地(栽培地)において仮検査を行うことがある。この場合、仮検査に合格してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
- 8 原則として移植後の活着が十分はかれるよう、鉢付きの根巻きをしたものとするが、樹種、根の状態に応じては素掘りを認める場合もある。この際、防乾養生等について監督員の指示に従うこと。

15-2-2-3 地被類、つる性植物、竹さき類

1 芝

(1) コウライ芝

ア 肥沃地に栽培され、刈込みのうえ、土付けして切取ったものとする。

イ 生育が良く根、茎、葉が均等に張り、雑草、樹木根、その他きょう雑物を含まず、緊密度の良いもので、草性粗剛、あるいは茎葉の萎凋、むれ、病虫害などのないものとする。

ウ 切取り後、運搬その他日時を要して乾燥したり、むれ、いたみ、土くずれなどのないものとする。

(2) 野芝

特に記載のない限り栽培品とする。また、品質その他は、コウライ芝に準じたものとする。

(3) その他

ア 西洋芝のうち根茎で植付けたものは、根茎の徒長がなく、品質その他、すべてコウライ芝に準じた良質なものとする。

イ 人工芝

人工芝の種類は、設計図又は特記仕様書に示すところによらなければならない。この場合において、発芽率について監督員が指示したときは、監督員の承諾を得た方法で発芽試験を行い、その結果を報告しなければならない。

2 つる性植物、竹、ささ類及びその他地被類

(1) つる性植物

フジなどつる性植物は、樹幹の割れ及び病虫害のないものとする。

(2) 竹

竹は、幹鉢に良好な地下茎を有する病虫害のないものとする。

(3) ささ類及びその他地被類

ア ささ類は鉢作りの生育良好なもので、病虫害や鉢くずれのないものとする。イリュウノヒゲは、乾燥、むれがなく、生育良好なもので病虫害のないものとする。

ウ アイビー類は、鉢作り、鉢つきの細根の多い栽培品で、病虫害のないものとする。

3 種子

種子は、病虫害がなく、雑草の種子やきょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとする

15-2-2-4 特殊樹木及び草本類

1 特殊樹木（ソテツ、しゅろ等）

(1) 樹高は幹高寸法とし、葉の部分は含まないものとする。

(2) 品質については、樹木の品質に準じたものとし、その他については、特記仕様書によるものとする。

2 草本類

(1) 球根類は、指定の形状を有する品種の確実なもので、新鮮かつ充実し、傷、腐れ、病虫害等のないものとする。

(2) 草花類は、十分に培養され、茎葉が充実した着花の良好なものとする。

(3) 宿根率は、生育優良な親株より分割調整したもので、傷、病虫害、腐れ等がない、新鮮な充実したものとする。

15-2-2-5 支柱等

- 1 支柱、添木及び控杭は、規定の寸法を有し、割れ、腐れがなく、平滑な幹材であって、皮はぎ丸太とし、防腐処理をしたものでなければならない。
- 2 唐竹は、2年生以上で指定の寸法を有し、曲り、腐食、病虫害、変色のない良好な節止品とする。
- 3 杉皮は、大節、穴割れ、腐れ等のない良品とする。
- 4 しゅろ縄、わら縄、こも
 - (1) しゅろ縄、わら縄は、より合わせが均等で強じんなものとする。
 - (2) こもは、むらなく編んだ、十分乾燥したもので、新鮮なものとする。
 - (3) その他上記同等品以上の代用品(緑化テープ等)を使用しても良いが、監督員と協議の上実施すること。
- 5 鉄線、釘は、指定の寸法を有した錆等のない良品とする。
- 6 目串は、新鮮な目通り10cm以上の竹を割り調整したもので、頭部を節止めにし、かぎを下向きにしたものとする。
- 7 植付けた樹木には、所定の樹名札を取り付ける。また、材質、大きさ、記載事項及び取り付け場所は監督員の指示によること。

標準1樹種当り

- (1) 高木1枚／10本
- (2) 中木1枚／50本
- (3) 低木1枚／250～500本

15-2-2-6 土壌、農薬、肥料及び土壌改良剤

- 1 土壌

客土及び芝目土は、植物に適した良質土で、雑草、ごみ、小石等のきょう雑物を含まないものとする。
- 2 農薬及び肥料

農薬及び肥料は、本来の形質性状を有し、品質に適した包装あるいは容器に入れられたもので、必要な内容を明示したものとし、変質及び包装容器の破損していないものとする。
- 3 土壌改良剤

土壌改良剤は、粒状、粉状など本来の形状を有し、きょう雑物の混入のないものとする。

第2節 植栽

15-2-3-1 造園技能士

- 1 次の工事については、造園技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。
 - (1) 高木又は中木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工
 - (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
- 2 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有す

るものとする。

15-2-3-2 保護、養生

- 1 樹木は、現場搬入後速やかに植込む。搬入日に植込みが不可能な場合は、仮植え又は十分な保護養生により、根の乾燥等の傷みを防止する。
- 2 運搬に当たっては、幹の損傷、枝折れ、鉢くずれ等のないように十分保護養生に注意するものとする。
- 3 樹種、植栽時期等を考慮し、必要に応じ、幹巻を施すものとする。
- 4 完成検査後のかし担保期間内においては、定期的に点検を行わなければならない。

15-2-3-3 植栽

- 1 植穴
 - (1) がれき等生育に有害なものを取除き、穴底を良く耕し、膨軟にするものとする。
 - (2) 機械、人力併用掘削の場合は、既存樹、既設工作物等に損傷を与えないように注意するものとし、特に地下埋設物については、事前調査及び確認を十分行うこととする。
- 2 植付
 - (1) 植穴底に良土を敷ならし、樹木に応じて根ごしらえ、根すかしのうえ、付近の風致に応じて、見ばえ良く表裏を確かめて植込むものとする。
なお、根ごしらえに当たっては、根巻きの化学合成系のひも、網等は除去するものとする。
 - (2) 根鉢回りには良土を入れて十分に灌水し、土が根(鉢)に密着するようにし、水が引くのを待って土で埋戻し、軽く押えて地ならしをする。土極めとするものは良土を根鉢回りに入れ、小棒等でかき入れ根(鉢)に密着するようにする。
 - (3) 排水不良及び地下水位が高いなど樹木に悪影響を与える場合は、監督員の指示に従って必要な措置をとるものとする。
 - (4) 樹木は、適度に枝葉の切りつめ、又は切りすかしを行うとともに、根の割れ、傷等の部分を切り除くものとする。高木は、懐枝、過剰枝、徒長枝等を樹種の特徴を損なわないように剪定するものとする。
 - (5) 株物は、樹木の配植を考慮し、主要箇所からはじめて順次取合い良く植栽し、必要に応じて整枝刈込み、小枝間の除去等の手入れを行うものとする。
 - (6) 生垣は、等間隔に植栽し、高さ、幅等をそろえて見ばえよく刈込むものとする。
 - (7) つる性植物は、植栽後主要箇所を竹又は指定材料で誘引結束するものとする。
 - (8) 竹類の植栽は、地下茎の節と、先端部の幼芽を損傷しないように特に注意する。
 - (9) 植栽した樹木及び株物については、原則として水鉢を切り工事期間中に応じて灌水すること。
- 3 その他
 - (1) 植穴を掘削した土を客土として使用する場合は、雑草、ごみ、がれき等のき

よう雑物を取除き、監督員の承諾を得て使用するものとする。

(2) 土壌改良剤を使用する場合は、客土あるいは埋戻し土と十分混ぜ合わせて使用するものとする。

(3) 施肥を行う場合は、所定の量を植物の根に直接触れないように施し、覆土すること。

15-2-3-4 支柱

- 1 丸太は、末口を上にして規定通り打込み、接合部は釘打ちのうえ、鉄線にて堅固に結束する。
- 2 丸太と樹幹の結束部分は、杉皮を巻き、しゅろ縄にて結束する。
- 3 結束は、鉄線、しゅろ縄とも動揺しないように、堅固にするとともに、結束部を見れば良く、危険のないようにするものとする。
- 4 唐竹を使用する場合は、先端を節止めとし、結束部は鋸目を入れ、交差部は鉄線掛けとする。
- 5 添柱を使用する場合は、所定の材料に樹幹をまっすぐ正しく取付けるものとする。
- 6 ハッ掛、布掛の控木組方は、周囲の条件を考慮して適正な角度で見ばえよく堅固に取付けるものとする。
- 7 控木は、ずれを生じないように埋込み、必要に応じて根支柱を打込み鉄線にて結束するものとする。
- 8 控木は、樹幹、主枝及びその他丸太(竹)と交差する部位の2箇所以上で結束すること。
- 9 ワイヤー及び金属製の支柱を使用する場合は、特記仕様書によるものとする。

第4節 移植

15-2-4-1 根回し

- 1 根回しに先立って監督員の指示に従い、対象樹木を確認しなければならない。
- 2 根回しは、樹種及び移植予定時期を十分考慮し、一部の太根は切断せず、形成層の環状はく皮を行う。
- 3 根回しに際しては、樹種の特性に応じて枝の切りすかし、摘葉等の他、必要に応じて支柱の取付けを行う。

15-2-4-2 掘取り

- 1 樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて仮支柱を取付け、時期及び地質、樹種、樹木の生育の状態等を考慮して適度に枝葉を切詰め、又は切りすかし、摘葉等を行うこと。
- 2 根鉢の大きさは、樹種及び根元径等により決定すること。
- 3 大きな根は鉢よりもやや長めにのこぎりで引き、切口はこも等で十分養生し、また、細根の密生している箇所はなるべく残して傷をつけないように巻込まなければならない。
- 4 鉢型は、側面垂直とし、側根がなくなつてから、根底に向かって丸味をつけて、掘下げなければならない。

- 5 鉢巻きは、わら縄、こも等を用いて、土が脱落しないように巻かなければならない。
- 6 活着をよくするため、蒸散抑制又は発根促進剤を用いる場合は、使用剤及び使用方法について監督員の承諾を得なければならない。
- 7 掘取り後、直ちに埋戻し、後片付けを行わなければならない。

15-2-4-3 運搬

運搬に当たっては、樹木に損傷を与えないように十分養生するものとし、必要に応じて鉢くずれ、乾燥を防止するため、わら、ぬれこも等で巻込まなければならない。

15-2-4-4 根付け

- 1 移植樹木の掘取り、運搬及び植付けは、原則として同日中に完了するものとし、やむを得ず同日中に完了しない場合は植栽の保護養生に準じて入念に養生するものとする。
- 2 移植先の植付けについては、植栽工の植付けに準ずる。